

植生学会論文賞細則

2012年10月13日制定
2015年10月10日最終改定

1. 目的

植生学会誌に掲載された論文のうち、とくに優れた論文の著者を表彰することにより、研究論文の投稿を奨励する。

2. 対象となる論文

本賞の対象論文は、表彰を行う植生学会大会の前年度に刊行された「植生学会誌」に掲載された原著論文とする。

3. 選考方法

- 1) 選考は、編集委員が対象となる論文の中から1報に投票し、最多得票数を得た論文を受賞予定論文とする。
- 2) 最多得票の論文が複数あった場合は、それらの論文だけを対象として再投票を行う。
- 3) 原則として、編集委員による投票の棄権を認めないが、投票期日を過ぎた場合は棄権と見なすことができる。
- 4) 選考対象の論文著者に該当する編集委員は投票できない。このうち再投票にあたり選考対象の論文著者でなくなった編集委員は、再投票に参加する。
- 5) 再投票を経てなお最多得票の論文が複数あった場合は、編集委員長が受賞予定論文を推薦する。
- 6) 本賞の受賞者は、本選考結果に基づき、表彰委員会と運営委員会の議を経て決定される。説明資料となる選考結果報告書は受賞予定論文を推薦した委員が作成し、編集委員長が確認する。

4. 審査の基準

論文の独創性ならびに学術的・社会的な貢献と波及効果を考慮して、総合的に審査する。

5. 表彰

- 1) 表彰の方法と内容は、植生学会表彰規程に従う。
- 2) 受賞者は受賞論文の著者全員とするが、著者が複数であっても賞状・記念品は1組とし、代表者に贈呈する。

6. 改定

本細則の改定には、編集委員会の承認を必要とする。

以 上